香川高等専門学校入学試験委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

（趣旨）

第１条　この規程は，香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第２項の規定に基づき，香川高等専門学校入学試験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（審議事項）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

一　学生募集要項及び入学案内に関すること。

二　入学者選抜に関すること。

三　入学試験の広報活動に関すること。

四　その他入学者選抜及び入学志願者確保に関すること。（香川高等専門学校広報戦略室所掌に属するものを除く。）

（組織）

第３条　委員会は，高松キャンパス及び詫間キャンパスの次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

一　教務主事

二　教務副主事

三　各学科長

四　学務課長

五　学生課長

六　委員長が必要と認めた教員

（運営）

第４条　委員会に委員長を置き，教務主事をもつて充てる。

２　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

３　委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（入学試験小委員会）

第５条　各キャンパスに入学試験小委員会を置く。

２　入学試験小委員会は，次の各号に掲げる事項について協議する。

一　学生募集要項及び入学案内の作成に関すること。

二　入学者選抜の実施に関すること。

三　中学校訪問に関すること。

四　入学者募集説明会の実施に関すること。

五　その他入学者選抜及び入学志願者確保に関する必要な事項（香川高等専門学校広報戦略室所掌に属するものを除く。）

3　入学試験小委員会は，各キャンパスの次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

一　教務主事

二　教務副主事

三　教務主事補

四　各学科長

五　学務課長，学生課長

4　入学試験小委員会に委員長を置き，各キャンパスの教務主事をもつて充てる。

5　入学試験小委員会は，必要に応じ協議した内容を委員会に報告するものとする。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員長は，必要に応じ，委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（事務）

第７条　委員会の事務は，学務課入試係において処理する。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が定める。

附　則

この規程は，平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 25 年 7 月 30 日から施行する。

附　則

1　この規程は，令和８年４月 16 日（企画運営会議承認日）から施行する。

2　この規程及び香川高等専門学校広報戦略室規程の施行により，香川高等専門学校入学者獲得対策委員会規程（平成 25 年 7 月 30 日施行）は廃止する。